

規制の事前評価書

評価実施時期：平成 20 年 1 月 28 日

施策等名	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案	担当課 (担当課長名)	総合政策局観光地域振興課 (課長 重田雅史)
<p>施策等の概要</p>	<p>国内外の観光旅客の来訪及び滞在の促進を促進するため、認定観光圏整備実施計画（以下単に「認定計画」という。）に基づき認定観光圏整備事業（以下単に「認定事業」という。）を実施するために必要な以下の措置を講じる。</p> <p>認定観光圏案内所の名称制限の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定計画に基づき運営される観光案内所でないものは、認定観光圏案内所又はこれと紛らわしい名称を用いることはできないこととする。 <p>【観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（以下「観光圏整備法」という。）第 10 条】</p> <p>観光圏内限定旅行者代理業者に関する旅行業法の特例の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅館・ホテルによる宿泊者の観光圏内の旅行を扱う旅行者代理業のうち認定計画に基づくものについて、旅行業法の旅行者代理業の登録を受けたものとみなし、旅行業務取扱管理者の代わりに、旅行業務の取扱いについての研修の課程を修了したことその他の要件を備える者を選任することができることとする。 上記登録を受けたものとみなされた者（以下「観光圏内限定旅行者代理業者」という。）は、営業所において一定の様式の標識を提示しなければならないこととし、その他の者は、当該標識等を掲示してはならないこととする。 <p>【観光圏整備法第 12 条】</p> <p>認定観光圏整備事業者に対する報告徴収制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定事業の実施を担保するため、認定観光圏整備事業者（以下単に「認定事業者」という。）に対し、認定事業の実施状況についての報告を国土交通大臣が求めることができることとする。 <p>【観光圏整備法第 17 条】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>認定計画に基づく認定事業制度を創設し、当該制度の円滑な実施を図るため、認定観光圏案内所の名称制限、観光圏内限定旅行者代理業者に関する旅行業法の特例、認定観光圏整備事業者に対する報告徴収制度を創設することにより観光圏の整備による国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進を通じた地域の活性化を図る。</p>		
<p>政策目標</p>	<p>6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p>		
<p>施策目標</p>	<p>21 観光立国を推進する</p>		
<p>業績指標</p>	<p>121 訪日外国人旅行者数 122 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 124 国内における観光旅行消費額</p>		
<p>業績指標の 目標値（目標 年次）</p>	<p>121 1,000 万人（平成 22 年） 122 年間 4 泊（平成 22 年度） 124 30 兆円（平成 22 年度）</p>		

<p>施策等の必要性</p>	<p>認定観光圏案内所の名称制限の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光圏整備法においては、観光案内所によって提供される情報は観光旅客の行動を大きく左右し、その観光地への満足度にも多大な影響を及ぼすものであり、観光地における観光案内所の存在が地域の観光振興にとって不可欠なものであるとの観点に基づき、観光圏の全般にわたる案内ができる観光案内所に限って「認定観光圏案内所」と称することができることとしている。認定計画に基づかずに運営される観光案内所は、当該観光圏整備計画の区域内に所在しているとしても、当該計画の区域全般にわたる案内をすることができないことが想定されることから、当該地域に訪れた観光旅客が観光圏全体の観光情報の入手を目的として当該観光案内所に立ち寄った際、不十分・不適切な情報提供に不満を持ち、また不利益を被る可能性がある。そのようなこととなれば、観光圏全体の魅力が低下することとなり、観光旅客の来訪及び滞在の促進に支障が生じることが予想される。 (= 目標と現状のギャップ) ・これは、観光案内所の名称設定が当該観光案内所の設置者その他各人の自由に委ねられているためである。(= 原因分析) ・そのため、観光圏の全般にわたる案内ができる観光案内所とそれ以外の観光案内所の明確な区別を法的に担保し、観光圏に係る情報を入手しようとする観光旅客が安心して観光案内所を利用することができるようにする必要がある。(= 課題の特定) ・そこで、認定計画に基づき運営される観光案内所でないものは、認定観光圏案内所又はこれと紛らわしい名称を用いることはできないこととする。(= 施策の具体的な内容) <p>観光圏内限定旅行業者代理業者に関する旅行業法の特例の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光圏において観光旅客の滞在を促進するためには、滞在の拠点となる宿泊施設において宿泊者に対するサービスを向上させることが重要である。具体的には、旅館を出発地とする日帰り旅行の旅行商品を宿泊者に提供することにより、宿泊者が容易に日帰り旅行を行うことが可能になり、当該旅館での連泊が促されることとなる。しかし、このような旅行商品の造成は、旅行業法上の旅行業者が行うこととされており、旅館業者により実施されている事例は僅少である。(= 目標と現状のギャップ) ・これは、旅行業法第2条第2項の旅行業者代理業を営むためには、旅行業法第3条により、旅行業者代理業の登録を受けることが必要であり、また、同法第11条の2により、旅行業務取扱管理者を置く必要があるため、旅館業者にとっては負担となっていることによるものである。(= 原因分析) ・そのため、旅館業者自身が旅行業者代理業を営むことができることとし、宿泊者に対して自ら旅行商品に係る契約手続を行ったり、料金の収受を行ったりできることとすることにより、宿泊者の利便性の向上を図る必要がある。同時に、そのような旅館業者に対しても旅行業法に基づく標識の掲示義務と同趣旨の規制を及ぼし、消費者保護を図る必要がある。(= 課題の特定) ・そこで、観光圏内の旅行を扱う旅行業者代理業のうち認定計画に基づくものについて、旅行業法の旅行業者代理業の登録を受けたものとみなし、旅行業務取
----------------	---

	<p>扱管理者の代わりに、旅行業務の取扱いについての研修の課程を修了したことその他の要件を備える者を選任することができることとする。また、観光圏内限定旅行者代理業者は、営業所において一定の様式の標識を提示しなければならないこととし、その他の者は、当該標識等を掲示してはならないこととする。(= 施策の具体的内容)</p> <p>認定観光圏整備事業者に対する報告徴収制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光圏整備事業は、地域の多種多様な関係者が連携して実施されることによりその効果を発揮するものであり、特定の観光圏整備事業が実施されない場合、観光圏整備計画全体の実効性に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのような場合、当該事業者に対し指導、勧告等の措置を講じる必要があるが、認定事業の実施状況についての情報が不十分な場合には当該措置を必ずしも的確に講じることができない可能性がある。(= 目標と現状のギャップ) ・これは、的確な措置を講じるためには国として認定事業の実施状況について確実に把握する必要があるところ、現状の仕組みでは必ずしも認定事業の実施状況を確実に把握することができないためであると考えられる。(= 原因分析) ・このため、国として、認定事業の実施状況について確実に把握するための措置を講じる必要がある。(= 課題の特定) ・そこで、国土交通大臣は、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができることとする。(= 施策の具体的内容)
社会的ニーズ	<p>通過型から滞在型への観光地づくりを通じて観光交流を促進することは、国民の健康的でゆとりのある生活の実現、国際間の相互理解の増進や地域経済の活性化につながるため、全国的なニーズが高い。</p>
行政の関与	<p>本施策は、滞在型の観光地づくりであり、地域の関係者が一体となって取り組む必要があり、行政としても積極的に関与する必要がある。</p>
国の関与	<p>観光圏の整備による国際競争力の高い魅力ある観光地の形成は、観光立国推進基本計画等にも国の行うべき施策として掲げられていることに加え、滞在力強化のための地域間連携は地域の自主的な取組だけに委ねてもその達成は困難であり、国としても認定事業制度の構築により一定の支援を行う必要があるところ、当該制度の適切な運用のための措置を講じる必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>認定観光圏案内所の名称制限の創設</p> <p>本案は、認定計画に基づき運営される観光案内所でないものは認定観光圏案内所又はこれと紛らわしい名称を称することはできないこととするものであり、現在、認定観光圏案内所又はこれと紛らわしい名称を付けている観光案内所であって今後も認定計画に基づかず運営される観光案内所については、その看板や標識を是正する必要が生じるため、経過措置期間(施行後6ヵ月)の終了後には当該観光案内所の運営者は一定額の支出が必要となる。(遵守費用)</p> <p>また、行政においては、認定観光圏案内所でないものが当該名称を用いていないかを把握し、該当事例がある場合は当該名称を用いないように指導等を行う必要が生じるが、当該事務は特段の体制強化等を行う必要なく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。(行政費用)</p> <p>一方、本案によって、観光圏の全般にわたる案内ができる観光案内所に限って「認</p>

定観光圏案内所」と称することができることとすることにより、観光圏の全般にわたる案内ができる観光案内所とそれ以外の観光案内所の明確な区別を法的に担保し、観光圏に係る情報を入手しようとする観光旅客が安心して観光案内所を利用することができ、観光圏全般の魅力の低下を防ぐことができることになる。したがって、その便益の増加は大きいものと言える。(規制の便益)

以上より、認定観光圏案内所の名称制限を行うことによって、観光案内所運営者及び行政に一定の費用が発生するものの、当該名称制限によって観光圏に係る情報を入手しようとする観光旅客が安心して観光案内所を利用することができ、観光圏全般の魅力の低下を防ぐことができるため、規制によって得られる便益が費用を上回ると言える。(=費用と便益の関係)

代替案として、認定計画に基づき運営される観光案内所でないものは認定観光圏案内所又はこれと紛らわしい名称を称することはできないこととするとともに、認定観光圏案内所に当該名称を用いることを義務付けた場合を分析する。

代替案においては、認定観光圏案内所を運営することを希望する者で現在のところ認定観光圏案内所という名称を用いていない者は、その看板、標識、各種資料を必ず修正する必要が生じるため、本案と比較して、費用が増加する。(遵守費用)

また、行政においては、認定観光圏案内所が当該名称を用いているか把握し、用いていない事例がある場合には当該名称を用いるように指導等を行う必要が生じるため、本案と比較して、費用が増加する。(行政費用)

さらに、代替案においては、認定観光圏案内所という名称を義務付けることにより、認定観光圏案内所であれば必ず当該名称が用いられているという観光旅客に対する便益が発生するが、観光旅客の期待利益を保護するという観点からは、認定を受けていないものが認定観光圏案内所を称するという状況を防ぐことで足り、本案と比較して、便益に大きな差はないと考えられる。(規制の便益)

以上より、本案と代替案とで便益には大きな差はないと考えられるが、代替案については認定観光圏案内所を運営する者で現在のところ認定観光圏案内所という名称を用いていない者に、その看板、標識、各種資料を必ず修正するという費用や行政費用が発生するため、本案の方が代替案より費用が少なく、優れているといえる。(本案と代替案との比較)

観光圏内限定旅行業者代理業者に関する旅行業法の特例の創設

本案により、観光圏内限定旅行業者代理業者は、営業所において観光圏内限定の旅行業者代理業を行う旨を明らかにする一定の様式の標識を提示する費用が生じるが、その費用は一事業者あたり数百円程度と推計される。また、観光圏内限定旅行業者代理業者以外の者は当該標識等を掲示してはならないこととなるが、現在当該標識等を掲示している者は、その標識等を是正する必要が生じるため、一定額の支出が必要となる。(遵守費用)

行政においては、観光圏内限定旅行業者代理業者でない者が、観光圏限定旅行業者代理業者のみが掲示すべきとされる標識等を掲示していないかを把握し、該当事例がある場合は当該標識等を掲示しないように指導等を行う必要が生じるが、当該事務は現行の旅行業法に基づく同様の事務にならって行うことによって特段の体制強化等を行う必要なく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。(行政費用)

一方、当該事業者は、観光圏内に限定して旅行業務を行うものであることから、航空・海運に係る運送約款や海外・国内の旅行実務に関する知識を幅広く有している必要はなく、観光圏内の旅行業務に最低限必要な知識を有していれば十分である。したがって、旅行業務取扱管理者の代わりに、旅行業務の取扱いについての研修の課程を修了したことその他の要件を備える者を選任することができることとすることは費用の減少につながる。

さらに、本案によって、旅館自身が旅行業法第2条第2項の旅行業者代理業を営むことができることとし、宿泊者に対して自ら旅行商品に係る契約手続を行ったり、料金の收受を行ったりできることとすることにより、魅力的な旅行商品が多く造成されることとなる。結果として、宿泊者が大きな満足を得ることができ、その便益は著しく増加するものと言える。旅館側も、旅館を出発地とする日帰り旅行の旅行商品を宿泊者に提供することにより、宿泊者が容易に日帰り旅行を行うことが可能になり、当該旅館での連泊が促されることとなる結果、その便益は大きく増加する。また、こうした便益の増加は、観光圏全体の魅力の向上、活性化に繋がるものである。(規制の便益)

以上より、観光圏内限定旅行業者代理業者及び行政に一定の費用が発生するものの、本案によって得ることができる便益、即ち、滞在の拠点となる宿泊施設における宿泊者に対するサービスの向上は、滞在促進事業の実施を必須要件とする観光圏の活性化にとってなくてはならないものであり、便益が費用を大きく上回ると言える。(費用と便益の関係)

代替案として、旅館業者に限らない観光圏内の事業者が行う旅行業者代理業について、旅行業法の旅行業者代理業の登録を受けたものとみなし、旅行業務取扱管理者の代わりに、旅行業務の取扱いについての研修の課程を修了したことその他の要件を備える者を選任することができることとした場合を分析する。

観光圏内限定旅行業者代理業を営むことができる者を旅館業者に限らない場合、事業者の参入を幅広く認める結果、本案と比較して、不適切な旅行業務を取り締まるための行政費用が増加すると考えられる。(行政費用)

また、観光旅客が不適切なサービスを受けることで不利益が生じる可能性が高まると考えられる。(その他の社会費用)

代替案においては、旅館業者以外の者が旅行業者代理業を営む場合については、宿泊者に対して自ら旅行商品に係る契約手続を行ったり、料金の收受を行ったりできるメリットはなく、連泊が促されるような効果もないことから、本案と比較して、便益の増加はほとんどないと考えられる。(規制の便益)

以上より、便益については本案と代替案とでほぼ同等であるが、不適切な旅行業務が行われ旅行者が不利益を受ける可能性が小さい点や行政費用が少ない点で、本案の方が代替案より費用が少なく、優れていると言える。(本案と代替案との比較)

認定観光圏整備事業者に対する報告徴収制度の創設

本施策により認定事業者は報告を求められた場合に事業の実施状況につき報告する負担が生じるが、報告が求められる事項は認定事業者自身の業務の実施状況であって認定事業者が容易に把握し得る事項であり、報告を求められることに伴い支出が必要となる費用は僅少と考えられる。(= 遵守費用)

行政においては、認定事業者に認定事業の実施状況について報告を求め、当該報告を受領する費用が生じるが、当該事務は特段の体制強化等を行う必要なく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。(= 行政費用)。

一方、本施策によって、認定事業の実施状況につき報告の徴収を国土交通大臣が行うことができることとすることにより、認定事業の実施状況について国が確実に把握することができ、認定事業の確実な実施、観光圏における観光の魅力の増進が期待される。(= 規制の便益)

以上より、認定事業者及び行政に僅かに費用が発生するものの、本案によって得ることができる認定事業の確実な実施の担保という便益は観光圏における観光の魅力の増進のために必要不可欠なものであるため、便益が費用を大きく上回ると言える。(= 費用と便益の関係)

	<p>代替案として、報告徴収について法令に基づかない任意の措置として実施した場合について分析する。</p> <p>代替案においては、認定事業者が任意に報告徴収に応じることも考えられるが、この場合報告すべき内容は当然に認定事業者が把握している事項であり、報告徴収に応じることに伴う費用の増加は僅少なものと考えられる。(= 遵守費用)</p> <p>また、国においても、本権限に伴い殊更に体制の強化を行う必要なく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。(= 行政費用)</p> <p>代替案においても、認定事業者が任意の報告徴収に応じた場合、国は認定事業の実施の状況等の情報が得られるが、任意の措置であるため認定事業者が報告徴収に応じないことも想定される。その場合は実施した措置についての情報を得ることができないことから、認定事業の確実な実施を十分に図ることができないおそれがあると考えられる。(= 便益)</p> <p>以上より、認定事業の着実な実施を担保する大前提となる認定事業の実施状況等の情報の入手について制度的に担保することができる点において、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。(= 代替案と本案の比較)</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>地域の観光振興に係る課題の解決は地域ごとの対応が必要となるものであるため、市町村又は都道府県を中心に、関係する民間団体、観光事業者その他様々な地域の主体が、まちづくり等の観点も踏まえ、地域総合的に検討・調整し、当該地域にとって適切な観光振興のあり方、とりわけ、観光圏の整備、観光旅客の来訪及び滞在の促進に如何に取り組むかについて合意形成を図り、当該合意に基づき各主体が責任を持って推進するための仕組みづくり等が必要である。</p> <p>上記の仕組みに基づく地域の活性化を目指す取組みが促進されるよう、地域の関係者が作成する観光圏整備実施計画についての認定制度を設け、認定観光圏案内所の名称制限の創設、観光圏内限定旅行者代理業者に関する旅行業法の特例の創設、認定観光圏整備事業者に対する報告徴収制度を創設することにより、認定制度をより実効性が高いものとして機能させることができ、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進を通じた地域の活性化を図ることができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）(抄)</p> <p>第三章 基本的施策</p> <p>第一節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成 (国際競争力の高い魅力ある観光地の形成)</p> <p>第十二条 国は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を活かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設(以下「旅行関連施設」という。)及び公共施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>観光立国推進基本計画（平成 19 年 6 月 29 日閣議決定）(抄)</p> <p>第 3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成</p> <p>(一)国際競争力の高い魅力ある観光地の形成</p> <p>地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保 (国際競争力の高い魅力ある観光地の創出)</p> <p>自然や景観、歴史、伝統、文化、産業等の地域資源といった新たな観光魅力の発掘や、これらを生かした観光体験プログラム等のコンテンツの充実、地域ブランドの振興、観光振興を担う人材の育成や域内外とのネットワーク強化のための交通アクセスの改善等の受入環境整備等、地</p>

域の民間組織や地方公共団体、観光関係者をはじめ、農林水産業関係者や地域住民等の関係者と幅広く連携して行う知恵と工夫に富んだ観光まちづくりの取組を強力に支援する。

また、以上のような観光まちづくりを持続可能なものとするため、観光案内や観光情報の発信に加え、その地ならではの土産品や旅行業の規制緩和等を生かした着地型旅行商品等の開発・販売等を行うなどの収益事業との一体的展開により、観光まちづくり推進主体の立ち上げを積極的に支援する。

こうした取組を奨励するとともに、これまで必ずしも観光に熱心でなかった地域も含め他の参考事例となるよう、一年に一度、優れた事例を選定し、内外に発信する。

(広域連携による観光振興の促進)

海外の観光地との競争に勝ち抜けるような観光魅力を創出するとともに、地域における集客力を相乗的に高めるためには、地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化することが重要である。現在、東北観光推進機構、中部広域観光推進協議会、九州観光推進機構等広域で観光を推進する体制が整備されており、これ以外の地域でもこうした体制整備に向けた動きが見られることから、テーマ型広域観光モデルルートの開発や広域連携による広報活動等、市町村や都道府県域を越えて地域が連携して行う観光振興の取組を促進する。

(宿泊産業における新たなサービスの提供)

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成のためには、地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業が、個人・小グループ旅行の増大や旅行者ニーズの多様化等の環境変化や外国人旅行者のニーズに対応した新たなサービスの提供を促進する必要がある。

地方再生戦略（平成 19 年 11 月地域活性化統合本部会合了承）（抄）

第 3 地方の課題に応じた地方再生の取組

5 課題分野別の基本的施策

(3) 交流に関する基本的施策

ア 地域資源を生かした観光資源開発・観光交流の促進

訪日外国人旅行者数の増加を図る「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を着実に推進するとともに、国際会議の開催・誘致を支援する。また、我が国の魅力の一層の理解や外国人観光客の利便性の向上を図るとともに、観光地・観光産業の国際競争力を更に高めていく施策について検討する。

さらに、滞在日数の増加を図る地域観光圏及び広域観光圏の形成を目指し、官民一体となった取組への一層の支援について検討する。加えて、多様な主体による協働のもと、地域資源や個性を生かした美しい国土景観の形成を図る取組を推進する。

観光圏整備法附則第 4 条において、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とされている。

平成 25 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。